

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

21世紀を向かえて、私たちの生活は、より便利で快適な生活へと発展を遂げてきました。そして、よりよい生活を求めて「大量生産、大量消費、大量廃棄」の社会経済活動が拡大することにより、地球環境への負荷が大きくなり、様々な環境問題が露呈してきました。高度経済成長期に発生した、かつての公害問題などに対しては、個別の規制や対策によって対処してきましたが、最近の地球温暖化などに代表される地球環境問題は、従来型の方法では解決が困難であり、各国・各地域の連携した取組が求められるようになっていきます。

そのような中、平成4年(1992年)にブラジル・リオネジャネイロで開催された「国連環境開発会議」を境に、地球環境問題への取組が国際的に進められることとなりました。平成9年(1997年)には、地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、温室効果ガス削減義務を具体的に定めた京都議定書が採択されました。京都議定書は、平成17年(2005年)2月に発行され、平成17年4月現在、150カ国が署名しています。日本は、平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の第一約束期間に平成2年(1990年)比6%の温暖化効果ガス削減を義務付けられています。

一方、国では、平成5年11月に「環境基本法」を制定し、同法に基づき、平成6年に環境基本計画を策定し、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」の4つの長期的目標を掲げて環境政策を総合的に進めています。平成17年度には計画が見直され、「持続可能な社会の構築」、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」や「国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進」などが政策の重視すべき方向として位置づけられています。

このようなことを背景として、本市では、私たちの身近な自然、生活環境ばかりでなく、地球環境を保全するための基本理念を盛り込んだ「中央市環境基本条例」制定し、平成18年2月から施行しています。

また、最近では、個々の環境問題も個別に対応するだけでは解決が困難であることから、あらゆる環境を総合的に捉え、計画的に問題解決をしていくための環境施策の総合的な推進が必要となってきました。さらに、環境基本法は、その第7条で、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、実施することを責務として定めています。

このような状況を受け「中央市環境基本条例」基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定します。

2

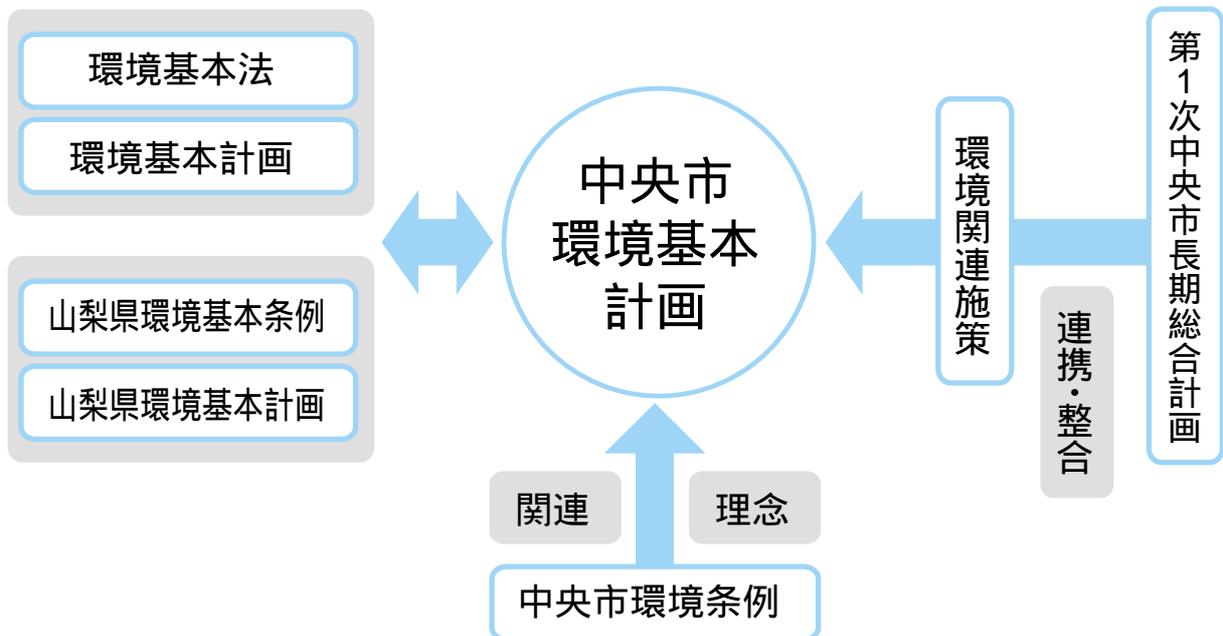
計画の位置づけ

「中央市環境基本計画」は、「中央市環境基本条例」による『市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する』ことを目的とした、本市の環境の保全と創造に資するための地域計画として策定するものです。

計画は、第1次中央市長期総合計画(平成19年3月策定)の4つの施策大綱に示された市の将来像を環境の面から実現するためのものであり、それらに關係する施策を推進するとともに、市の環境行政の最上位計画と位置づけられます。

また、国や県の環境基本計画などとの関連性にも配慮します。

図1-1 環境基本計画の位置づけ

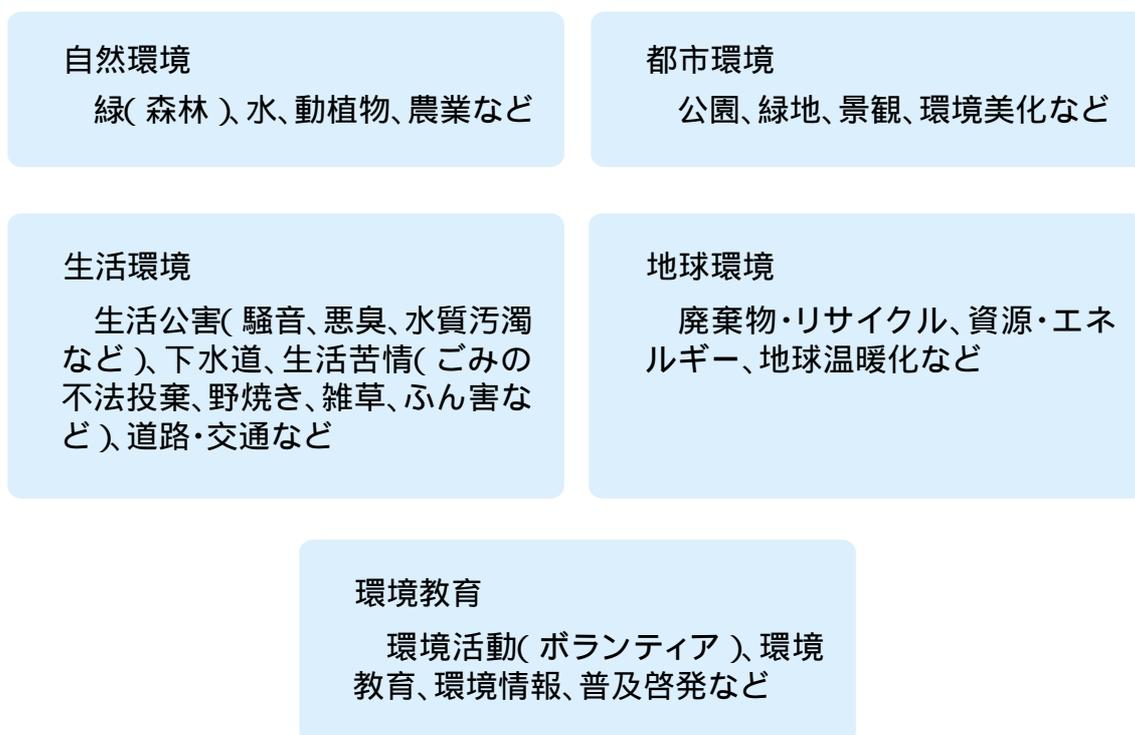


3 計画の対象

(1)対象範囲

中央市環境基本計画の対象範囲は、本市の環境特性を考慮し、自然環境や生活環境などだけでなく、環境教育や地域開発での環境配慮など、幅広い領域で環境との関わりあいを持つものとして、以下のようによに定めます。

表1-1 計画で対象とする環境の範囲



(2) 推進主体

本計画の施策の実施及び目標の達成には、市民、事業者、行政の三者協働での推進が不可欠です。各推進主体の役割を以下に示します。

表1-2 推進主体の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">・本計画に基づき、日常生活での環境負荷の低減、環境保全に努める。・地域の環境活動等に積極的に参加する。・市の施策に協力する。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">・本計画に基づき、事業活動における環境負荷の低減、環境保全に努める。・地域の環境活動等に積極的に参加する。・市の施策に協力する。
市の役割	<ul style="list-style-type: none">・身近な自然、生活環境を守るため、地球環境を保全するため、総合的な施策を策定し実施する。・環境マネジメントシステムなどに基づき、市の事務事業において環境への負荷の低減、環境保全に努める。

4 計画の期間

中央市環境基本計画の目標期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。

ただし、「第1次中央市長期総合計画」との整合性を考慮し、中間年の平成25年度に目標・計画の見直しを行います。また、社会経済状況、市民の意向、本市総合計画及び国・県などの関連計画の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

図1-2 年次計画

